

【兵庫県】（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市 以外）

※ 本編では各基準の抜粋を記載しておりますので、詳細につきましては各市町屋外広告物担当課へお問い合わせください。

兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市を除く）は、全域が許可基準を満たす必要のある許可地域です。

また、許可基準に加え、屋外広告物の掲出を原則禁止している区域（第1種～3種の禁止地域）、掲出を原則禁止している構造物（禁止物件）が定められています。

1. 許可地域における許可基準（抜粋）

1. 共通の基準

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ ネオンサイン、電飾等を使用する場合は、昼間における美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せずかつ光源の点滅を禁止する。

2. 屋上を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止 ・支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

3. 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサインを使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサインを使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
その他の表示方法	・広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること ・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ・意匠が同一のものは、1壁面に1個（枚）	

4. 壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止	

5. 自己の敷地に建植えるもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	・広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下(LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下(LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	・原則1.5m以下 ・LEDサインを使用する場合は10m以下 ・LEDサインを使用し、交通信号機からの距離が50m以下のときは5m以下	
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

6. 自己敷地外に建植えする一般的なもの（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	・ 広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、 表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ・ 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下 （路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	・ 広告板 5 m以下 ・ 広告塔 10m以下
相互距離	5 m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	・ 特定区域への掲出禁止 ・ 交通信号機・踏切からの距離 5 m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

※ 著しく汚染しているもの、著しく破損し又は老朽化しているもの、信号機や道路標識に類似しているもの及び道路交通の安全を阻害する恐れのあるものは掲出できません。

2. 禁止物件（抜粋）

1. 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
2. 石垣、擁壁その他これらに類するもの
3. 街路樹及び路傍樹
4. 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
5. パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
6. 電柱、街灯、アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの
7. 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
8. 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
9. 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
10. 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
11. 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
12. 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
13. 景観の形成等に関する条例による景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
14. 道路の路面

3. 禁止地域及び禁止物件における適用除外広告物（抜粋）

区分		自家用広告物（要許可） （表示面積5㎡以下・数量3以下は許可不要）	管理用広告物（許可不要）	案内誘導広告物（要許可） （例：自己敷地外に建植えるもの）
禁止地域	第1種	総面積10㎡以下 3個以下	総面積5㎡以下 2個以下	※ 第1種禁止地域においては、特に必要と認められる場合に限る
		〔設置場所〕 屋上広告物・突出広告物の禁止 〔色彩〕 彩度の高い色の色数2色以下、地色への彩度の高い色の使用 1/2以下（原則） 〔表示方法〕 建植広告物の高さ5m以下、ネオンサイン等禁止、光源の点滅禁止		
	第2種	総面積20㎡以下 4個以下 原則として屋上広告物禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	一方向の表示面積2㎡以下 （集合広告物は合計8㎡以下、1個1㎡以下） 地上からの高さ3m以下（集合広告物は5m以下） 誘導距離10k m以内、相互間距離5m以上 彩度の高い色の色数2色以下 地色への彩度の高い色の使用1/2以下 信号機、踏切からの距離5m以上 誘導表示面積1/4以上 ネオンサイン等禁止、光源の点滅禁止
		〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ7m以下 ネオンサイン等禁止（建築物利用除く）、光源の点滅禁止		
	第3種	総面積30㎡以下 5個以下	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	
〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ10m以下、光源の急速な点滅禁止、高速道路沿道の屋上広告物は光源の点滅禁止、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの禁止				
禁止物件	〔表示面積〕 5㎡以下 〔数量〕 1物件につき1個 〔色彩〕 禁止地域と同じ		基準なし （禁止地域にあっては上記基準に適合していること）	掲出不可
その他	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。			